

狂犬病予防対策推進事業運営に当たっての留意事項  
(公益目的事業への認定に向けて)

(改訂第5版)

平成22年2月

社団法人 日本獣医師会

# 狂犬病予防対策推進事業運営に当たっての留意事項

## 1 はじめに

- (1) 地方獣医師会（以下「地方会」という。）が行う狂犬病予防注射事業を含む狂犬病予防対策推進事業（以下「推進事業」という。）は、狂犬病予防法に基づく狂犬病予防対策の地域における円滑な推進を図るもの。動物医療の提供の責を担う獣医師が組織する公益法人である地方会が自治体との連携の下で公益活動として実施している。
- (2) 新公益法人制度への移行を受け、推進事業については、改めて認定法第2条4号の公益目的事業（以下「公益事業」という。）として位置付けることとし、公益事業としての要件の整備状況を点検するとともに、必要に応じ事業内容及び事業実施環境の整備をお願いする。
- (3) なお、地方会の事業として行う推進事業の範囲（事業内容及び事業内容に対応する収支決算等の会計処理）をどのように整理するかについては、地方会自体の公益認定基準適合の兼ね合い（特に、①認定法5条2号（経理的基礎及び技術的能力）、②認定法5条6号（収支相償原則）、③認定法5条8号（公益目的事業比率））も念頭に判断していくことが求められます。

## 2 点検・整備に当たっての視点

点検・整備に当たっては、「新公益法人制度検討の要点(改訂第8版・平成22年2月 社団法人日本獣医師会)」を参考の上、次の視点で対応するようお願いしたい。

- (1) 推進事業は、公益法人の目的とする社員（主たる会員）による公益活動の発揮による社会利益（公益）の増進を図るための、事業活動の基盤となるもの。また、地方会が狂犬病予防法に基づく地域予防対策の推進についての自治体からの要請に応え、これを狂注事業として実施することは公益法人の責務でもある。

(2) 地方会が移行期間において、公益法人の認定を得る得ないにかかわらず、推進事業については、自治体委任による公益事業として推進するとの位置づけが不可欠であり、このことは、ひいては狂犬病予防法の存在意義にも関係するとの理解の下で対応する必要があります。

### 3 点検すべき主な事項

(1) 地方会が行う公益事業としての運営とその範囲（地方会の事業実施主体としての位置づけ）

推進事業の実施主体として地方会を位置づけるためには、地方会が行う（責を負う）事業内容及び当該事業内容に対応する収支決算等の会計経理の範囲で証明することが求められます。この場合、推進事業における支部（部会）の立場・役割（狂注事業が地方会事業なのか、支部事業なのか、又は共同事業なのかななど）に留意して整理する必要があります。

この場合、支部事業であっても本部の支部である以上、事業主体獣医師会事業として本部と支部の一体性の確保が必要であり、このことは現状においても同様であります。

(2) 自治体と事業実施主体（地方会）との関係（自治体からの委任（委託）関係）

ア 狂犬病予防法に基づく予防対策に係る地域事務（①登録及び鑑札の交付、②注射済票の交付、③登録又は予防注射を受けていない犬の抑留、④登録及び定期予防注射の実行確保、⑤予防措置の普及・啓発等）は、本来、狂犬病予防法の地域における実施の任に当たる自治体の自らの権限で推進すべきものですが、一方、自治体は、自治体事務の円滑な運営を確保するため、当該自治体の区域を活動の区域とする地方会に事務の一部を委託し、地方会との連携の下で地域における予防対策事務の推進が図られているとの考え方で整理する必要があります（平成19年3月2日付け厚生労働省局長通知及び課長通知は自治体委託の直接の根拠とすることは難しいが、自治体委任の發動の根拠とすることは可能と考えます。）。

イ 地方会自らの事業とするに当たっては、地方会は、自治体からの委任（委託）の下で、同委任（委託）事務を推進するため、推進事業を実施しているとの関係を確保する必要があります。

(3) 公益認定基準（公益認定等ガイドライン）への適合の必要性

ア 公益事業の定義（認定法2条4号（別表の各号に掲げる事業であって、かつ、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの（ガイドラインの公益事業チェックポイントへの適合））のダブルチェックが必要）

（ア）別表各号の該当事業

推進事業は、認定法2条4号の別表の各号に掲げられた事業のうち、6号（公衆衛生の向上を目的とする事業）に該当する事業として整理するのが適当と考えます。

（イ）公益事業のチェックポイントに基づきチェックすべき事項

a 事業目的の公益事業としての適合：

（a）推進事業は、自治体の委任（委託）関係に基づく事業として行う狂犬病予防法に基づく狂犬病予防対策の推進を内容とする事業であり、その受益は、犬の飼育者の直接的便益及び狂犬病予防対策の推進を通じ広く社会利益として均霑するとの考え方によることが妥当と考えます。

（b）獣医師の診療は、獣医師法19条の規定により獣医師に対し応召の義務が課せられていることをもって、不特定多数の者の利益増進に資するための医療保健業として説明することも可能と考えます。

b 事業の目的性： それぞれの事項について次を基本に説明するのが妥当と考えます。

（a）受益の機会の公開： 法目的達成のための自治体による広報・通知がなされ、更に、事業主体（獣医師会）においても普及・啓発活動が実施されている。

（b）事業の質の確保： 自治体からの委任（委託）関係に基づく事業実施と特に推進事業の一部として実施する予防注射については動物診療の専門職（獣医師）による実施体制が確保されていることなど

（c）審査・選考の公正性の確保： 狂犬病予防法に基づく狂犬病予防対策の自治体からの委任（委託）関係に基づく事業であることなど

（d）その他（業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないことなど）： 前記（c）と同様及び局長通知（課長通知）に基づき自治体主導に

より法目的の達成のために地域ネットワークの一環として行っている事業であることなど

イ 法人の目的とする公益事業との整合性（認定法5条1号・ガイドラインIの1関係）

法人の定款で定める法人の目的及び事業の対象として、推進事業の実施の根拠を定めること（法人の定款で定める事業の項目の一つに、「公衆衛生の向上に関する事業」などを明記する必要があります。）。

ウ 技術的能力（認定法5条2号・ガイドラインIの2関係）

技術的基礎として専門的能力と設備能力などの確保。この中で推進事業の事業実施体が地方会であることについて必要であれば本部と支部の関係を整理し、必要な要件を整備する必要があります。

エ 公益目的事業の収入・収支相償原則（認定法5条6号・ガイドラインIの5関係）

オ 公益目的事業比率（認定法5条8号・ガイドラインIの7関係）

狂注事業に係る公益実施費用額（分子）のシェアの拡大

#### 4 事業の実施環境・取り組み体制

(1) 地方会事業として地方会自らが責を担う事業の範囲、事業内容及び事業内容と対応する会計・経理の範囲

ア 事業実施主体としての地方会の位置づけ（支部（部会）、その他の関係組織との関係と地方会関係会員等獣医師の事業参加のあり方の検討について  
公益認定基準クリアの観点から整理する必要があります。）

イ 地方会が実施する事業の範囲と事業に係る収支の計上

事業の範囲と収支の計上に当たっては、地方会の他の公益事業も含め地方会全体事業の動向も踏まえた上で、地方会自体の公益認定申請に当たっての公益認定基準適合の条件クリアも勘案することが必要となります。

(ア) 推進事業における経費計上の考え方（想定されるケース）

・・・・【別紙1】

(イ) 推進事業において想定される事務（事業）の範囲（チェックシート）  
・・・・【別紙2】

(ウ) 推進事業において想定される収入・支出の区分（チェックシート）  
・・・・【別紙3】

注：チェックシートは、推進事業において想定される事務（事業）の範囲及び収入・支出の項目を網羅的に掲げたもので、地方会の事業内容等の点検のための表（チェックシート）として作成したものである。従って、該当する事項は地方会の事業取り組み事情によって異なるものであり、すべてに該当しなくてはならないとの性格を有するものではありません。

(2) 事業の公益事業としての位置づけと公益目的事業の認定基準への適合  
ア 公益事業としての位置づけについて、次の事項を念頭に事業運営に留意する必要があります。

(ア) 地方会と自治体との事務・事業の委任（委託）関係  
(登録・予防注射・注射済票の交付等に至る一連の事務の委託)

(イ) 集合注射方式のみならず個別注射方式の共用による事業の推進  
(注射方式の如何を問わない形式での事業の推進が必要となります。)

(ウ) 公益法人としての地方会組織の結束と公益事業としての推進による社会評価  
(事業参加獣医師の会員加入組織化の推進と会員・非会員の如何を問わない地方会事業としての実施。このことについては、独禁法規制の関係からも留意する必要があります。)

イ 狂注事業の公益認定基準の適合については、特に前記3の(3)のエ(收支相償原則)とオ(公益目的事業比率)の基準に即した運営が求められます。

## 5 推進事業の「税務上の収益事業」と「公益認定法上の収益事業」との関係

(1) 推進事業は、自治体からの委託費（助成金）及び事業受益者（犬飼育者等）から手数料等の対価を得、当該資金を事業の実施に要する経費の全部又は一部に充てるとの性質を有する以上、税務上は、法人税法施行令第5条に規定する請負業又は医療保健業(特掲34事業の一部)とみなされます。

(2) 従って、新公益法人制度関連3法の施行後においては、税務上の扱いは、  
基本的には「特例民法法人（旧公益法人）の行う収益事業」として引き続  
き法人税課税の対象となります（ただし、課税の水準は、特例民法法人の  
行う収益事業として減免の扱いを受ける）。

なお、手数料その他、委託に係る対価が当該事業の業務に必要な費用の  
額等の範囲内であること。いわゆる実費弁償にする旨が税務当局の確認を  
受けた場合は、税法上の収益事業として取り扱わないとされています。

(3) 一方、新公益法人制度への移行に伴い、狂注事業を公益認定法2条4号  
の規定に基づく「公益目的事業（公益事業）」としての要件を備えるものと  
して特例民法法人の公益認定申請の際に当該法人の公益認定とともに、そ  
のことが行政庁により認められれば、「税務上の収益事業」であったとしても、  
「公益認定法上の収益事業」からは除外され、法人税は非課税（課税の  
特例）の扱いを受けることになります。

## 6 他法令との関係(独占禁止法における事業者団体規定の 狂注事業の運営)

(1) 独占禁止法においては、事業者団体に対し、①競争制限、②事業者及び  
構成事業者の数の制限（参入規制等の排他的扱い）、③不公正取引が禁止行  
為とされているところであり、狂注事業の事業主体（事業者団体）として、  
独占禁止法の遵守が求められることとなります。……〔参考3〕

(2) 事業者団体の禁止行為について、推進事業の実施に当たり、特に事業者  
団体として留意しなくてはならない事項としては次の事例が想定されます。

ア 8条1号関係：一定の取引分野における競争の実質的制限

……料金の統一

イ 8条3号関係：一定の事業分野における事業者の数の制限

……非会員参入制限

ウ 8条4号関係：構成事業者の機能又は活動の不当な制限

……会員間の差別的扱い

エ 8条5号関係：事業者に不公平な取引方法該当行為をさせること

……資材販売の制限の強制

【別紙1】

**推進事業における経費等の計上の考え方  
(想定されるケース)**

1 事業収入における予防注射手数料等の飼育者負担経費の扱い

- (1) 全額を収入に計上する
- (2) 一部を収入に計上する
- (3) 収入を計上しない

2 事業推進費支出における技術料の扱い

- (1) 推進事業収入から所要額を事業推進費支出として支出計上する
- (2) 支出を計上しない

3 推進事業参加獣医師の公益活動参加負担額の扱い

- (1) 社員（主たる会員）の会費の一部として徴収する
- (2) 会費として扱わず、公益活動参加に伴う経費負担金の扱いとし、徴収した負担金は、推進事業に係る公益事業の事業推進費に充当する。

(注) 前記の(1)又は(2)の場合において、経費の徴収を社員(会員)から求める場合、その徴収の根拠を一般法人法27条(経費の負担)の規定に基づくものとして扱うこともできます。その場合、徴収にあたり、経費の使途を特定していない場合にあっては、その50%相当額については、公益目的事業財産として公益目的事業を行うために使用しなくてはならないものとされます。

【別紙2】

推進事業において想定される事務(業務)の範囲(チェックシート)

	事業として対応			事業としては対応しない
	獣医師会の自治体からの受託事務	獣医師会の独自事務・事業	支部や会員獣医師の独自対応	
1 地域実施体制の整備  (1) 推進協議会の開催・運営 (2) 実施計画の協議・策定 (3) 事業実施要領の策定 (4) 事業参加獣医師の選定 (5) その他				
2 技術指導・研修  研修会・講習会の開催・運営				
3 事業推進  (1) 資材の調達・配布 (2) 予防注射会場の設営 (3) 定期予防注射(検診・予防注射・診療録の記載整理等) ア 集合注射方式 イ 個別注射方式 (4) 定期予防注射実施計画の広報代行 (5) 登録関係事務代行 (6) 注射済票交付事務代行 (7) 登録、定期予防注射実施状況のとりまとめ・報告 (8) 料金の受領 ((8) 手数料の代理受領・納付代行) (9) 予防注射事故対策 (事故補償等の対応等) (10) その他				
4 普及・啓発  (1) 予防対策の普及・啓発 (2) 相談対応 (3) その他				
5 その他				

## 【別紙3】

## 推進事業において想定される収入・支出の区分（チェックシート）

	決算計上対応		決算計上しない
	全部	一部	
1 事業活動収入			
(1) 委託費収入 ア 事務・事業推進費 イ その他			
(2) 手数料収入 ア 定期予防注射関係 イ 登録事務関係 ウ 注射済票交付関係 エ その他			
(3) 会費（負担金）収入			
(4) 寄附金等収入 助成金、賛助金、協賛金、広告料、その他			
(5) その他			
(6) 他会計からの繰入金収入			
2 事業活動支出			
(1) 事業費支出 ア 事業推進費支出 (ア) 資材購入関係 (イ) 技術料報酬・賃金 (ウ) 印刷費 (エ) 通信運搬費 (オ) 保険料（獣医師賠償共済事業） (カ) その他 広報費、事業推進給与費、アルバイト賃金、旅費交通費、委員会費			
イ 手数料納付額支出 ウ 業務委託費（資材費・技術料相当額）支出			
(2) 管理費支出 (ア) 一般事務給与費支出 (イ) 福利厚生費支出 (ウ) 事務管理費支出 (エ) 租税公課支出 (オ) その他			
(3) 他会計への繰入金支出			

(注1) 使途を会費収入として徴収する場合は、一般会費を経理する会計に計上する選択もある。

(注2) 事業の性質を踏まえ、管理費支出は極力最小限の経費の支出に止め、事業費支出主体の運営が求められます。

(注3) 技術料は、①事業費支出において獣医師会が給与（報酬）支払者として支出する場合は、源泉徴収が必要となります。

支払を受けた獣医師は、他の事業所得と合算して税額計算を行い、確定申告することとなります。

②事業費支出において計上せずに、獣医師の直接の事業所得（診療収入）とする場合は、事業に参加した獣医師が他の事業所得と合算して税額計算を行い、直接、確定申告することとなります。

(注4) 予防注射業務を獣医師に委託し、必要経費を委託費として支出する場合は、事業に参加した獣医師が他の事業所得と合算して税額計算を行い、直接、確定申告することとなります。

## 7 参考資料

- 1 狂犬病予防法関係規定（抜粋）・・・・[参考1]
- 2 狂犬病対策の充実・強化について  
(平成19年3月2日付け18日獣発第244号)・・・・[参考2]
  - (1) 狂犬病予防法に基づく犬の登録、予防注射等の推進について  
(平成19年3月2日付け健発第0302001号、厚生労働省健康局長通知)  
・・・・[別紙1]
  - (2) 狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行等について  
(平成19年3月2日付け健感発第0302001号、厚生労働省健康局結核感染症課長通知)・・・・[別紙2]
- 3 独占禁止法の事業者団体関係規定（抜粋）・・・・[参考3]

## 狂犬病予防法関係規定（抜粋）

### ○狂犬病予防法

〔昭和二五・八・二六  
法 二 四 七〕

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(第二条～第三条 略 )

#### 第二章 通常措置

(登録)

第四条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りではない。

- 2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。
- 3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

(第四項～第六項 略 )

(予防注射)

第五条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

- 2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。
- 3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

(第六条～第十九条 略 )

#### 第四章 補則

##### (公務員等の協力)

**第二十条** 公衆衛生又は治安維持の職務にたずさわる公務員及び獣医師は、狂犬病予防のため、予防員から協力を求められたときは、これを拒んではならない。

(第二十一条～二十二条 略 )

##### (費用負担区分)

**第二十三条** この法律の規定の実施に要する費用は、次に掲げるものを除き、都道府県の負担とする。

##### 第一 国の負担する費用

第七条の規定による輸出入検疫に要する費用(輸出入検疫中の犬等の飼養管理費を除く。)

##### 第二 犬等の所有者の負担する費用

- 一 第四条の規定による登録の手続に要する費用
- 二 第五条及び第十三条の規定による犬の予防注射の費用
- 三 第六条及び第十八条の規定による犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用
- 四 第七条の規定による輸出入検疫中の犬等の飼養管理費
- 五 第八条の規定による届出に要する費用
- 六 第九条の規定による隔離及び指示により行った処置に要した費用

(以下 略 )

[参考2]

18日獣発第244号

平成19年3月2日

地方獣医師会会长 各位

社団法人 日本獣医師会  
会長 山根義久  
(公印及び契印の押印は省略)

### 狂犬病対策の充実・強化について

本件については、最近における狂犬病予防対策の推進状況を踏まえ、狂犬病予防法に基づく予防対策の実行確保を図る必要があるとの観点に立ち、これまで本会から狂犬病予防法を所管する厚生労働省に対し地方自治体と獣医師会の連携強化による地域ネットワーク体制の一層の整備促進を要請してきたところであります。

今般、厚生労働省健康局長から、飼育犬の登録と予防注射の徹底を図るために、都道府県と市町村並びに獣医師会とが連携・協力し、実施する必要がある旨が別紙1により都道府県知事（政令市市長、区長）あてに、また、併せて、厚生労働省健康局結核感染症課長から別紙1通知を受けた細部事項等が技術的助言として別紙2により地方自治体衛生主管部（局）長あてにそれぞれ発出されるとともに、本会に対し協力の要請がなされたところであります。

このことに伴い、地方自治体が法に基づき実施する狂犬病予防対策、とりわけ法第4条の規定に基づく飼育犬の登録業務と法第5条に基づく定期予防注射業務に関する獣医師会の果たすべき役割について明確化が図れたところであります。

つきましては、貴会におかれでは、自治体当局からの貴会に対する支援・協力要請に積極的に応じるとともに、貴会が実施する狂犬病予防注射事業等の適切な運営を通じ狂犬病予防対策の自治体との連携強化による地域ネットワーク体制の整備について一層尽力されますようお願いします。

一方、別紙2の通知の前段において通知された狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行に関し、先に本件に係るパブリックコメントのうち鑑札及び注射済票様式の自治体による自由設定の件については本会として基本的に反対の意を表明したところであります。今回施行された省令改正の内容は、本会の意見について一定の理解が示されたものと捉えたところであります。

なお、鑑札及び注射済票を含め動物の個体識別の手段をマイクロチップ方式へ移行することについては、今後とも動物行政一元化の観点から引き続き所要の要請・提言を行うこととしているところです。鑑札及び注射済票様式の変更等に係るパブリックコメントに対する貴会の対応について感謝申し上げる次第です。

# 別紙 1

(写)

健発第 0302001 号  
平成 19 年 3 月 2 日

社団法人日本獣医師会会長 殿

厚生労働省健康局長

## 狂犬病予防法に基づく犬の登録、予防注射等の推進について

貴会におかれましては、日頃から狂犬病予防対策への格段の御理解と御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国では、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号。以下「法」という。）に基づき、通常時の措置として犬の所有者に対し飼い犬の登録及び予防注射等が義務づけられており、昭和 33 年以降、狂犬病の発生の報告はないところです（人の輸入感染症例を除く。）。

一方で、世界保健機関によると、世界では年間約 5 万 5 千人が本病により死亡していると推計されており、そのうち半数以上はアジア地域での発生とされています。我が国においても、密輸や不法上陸などにより、狂犬病に感染した動物が国内に侵入する可能性が残されており、引き続き、法に基づく登録を徹底し、その数を確実に把握するとともに、狂犬病予防注射の接種により十分な免疫を付与することは極めて重要です。

このような状況を踏まえ、今般、各都道府県知事、政令市市長及び特別区区長あてに別紙のとおり通知しましたので、貴会におかれましても犬の登録等の推進について連携方御協力いただくとともに、貴会会員への周知等について、特段の御配慮をお願いいたします。

写

健発第 0302001 号  
平成 19 年 3 月 2 日

各 都道府県知事  
政令市市長  
特別区区長 殿

厚生労働省健康局長

### 狂犬病予防法に基づく犬の登録、予防注射等の推進について

我が国では、昭和 25 年に制定された狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号。以下「法」という。）に基づき、飼い犬の登録、飼い犬の予防注射及び放浪犬の抑留、さらには犬等の輸入検疫の実施を的確かつ着実に実施したことにより、狂犬病は撲滅され、昭和 33 年以降、狂犬病の発生の報告はないところである（人の輸入感染症例を除く。）。

一方で、世界保健機関によると、世界では年間約 5 万 5 千人が本病により死亡していると推計されており、そのうち半数以上はアジア地域での発生とされている。我が国においても、昨年 11 月に 36 年ぶりに人の輸入感染症例が発生し、狂犬病は発症すれば、ほぼ 100% 死亡する疾病であることが再認識されたところである。

また、平成 17 年の犬等の輸出入検疫規則の改正により検疫が強化されたところではあるが、密輸や不法上陸などにより、狂犬病に感染した動物が国内に侵入する可能性も残されている。

このような状況を踏まえると、万が一の感染動物の侵入に備えるためにも、狂犬病のまん延源となる犬については、法に基づく登録を徹底させ、その数を確実に把握するとともに、狂犬病予防注射の確実な接種による免疫の付与を求

めることは極めて重要である。

今般、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第17号）が平成19年3月2日に公布され、同年4月1日付で施行されることも踏まえ、この機をとらえて、貴自治体におかれても、近接自治体間あるいは都道府県と市区町村間で連携の上、放浪犬の抑留等の対応を適切に実施するとともに、飼い犬の登録及び予防注射の接種についても、引き続き、関係自治体及び獣医師会と十分連携・協力し、着実な実施を図るようお願いする。また、他の関係団体等の協力も得ながら、犬の所有者に対して幅広く普及・啓発の広報を行うなど、狂犬病予防対策の一層の推進に努められたい。

なお、都道府県におかれでは管下の市町村に周知されたい。

別紙2

(写)

健感発第0302001号  
平成19年3月2日

社団法人日本獣医師会会长 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行等について

貴会におかれましては、日頃から狂犬病予防対策への格段の御理解と御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第17号）が平成19年3月2日に公布され、同年4月1日付で施行されることとなりました。このことから、省令改正の趣旨、概要及び留意事項、並びに犬の登録、予防注射等の推進について、各都道府県、政令市及び特別区の衛生主管部（局）長あてに別紙のとおり通知しましたので、貴会におかれましても犬の登録等の推進について連携方ご協力いただくとともに、貴会会員への周知等について、特段の御配慮をお願いいたします。

(写)

健感発第 0302001 号  
平成 19 年 3 月 2 日

各 都道府県  
政 令 市  
特 別 区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

### 狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行等について

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（平成 19 年厚生労働省令第 17 号）が平成 19 年 3 月 2 日に公布され、同年 4 月 1 日付で施行されることとなった。省令改正の趣旨、概要及び留意事項、並びに犬の登録、予防注射等の推進については下記のとおりであるので、貴職におかれでは、関係機関等（都道府県にあっては管下の市町村を含む）へ周知を図るとともに、その趣旨を踏まえ必要な対応に遺漏なきように行なってください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言である。

記

#### 第 1 改正の趣旨

現状の飼い犬を巡る社会的環境の変化等を踏まえ、より一層の犬の鑑札及び注射済票の装着のための便宜を図り、狂犬病予防対策の円滑な実施を目的として、今般、狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 52 号）

以下「規則」という。) 第5条に基づく鑑札及び同規則第1・2条第3項に基づく注射済票を小型犬も装着可能な大きさとするとともに、一定の条件を満たした場合には市区町村長が独自の型を定めることができるようとする特例規定を設けたものである。

## 第2 改正の概要

1 規則第5条に定める鑑札の内容等について、次の条件を満たすものとすること。

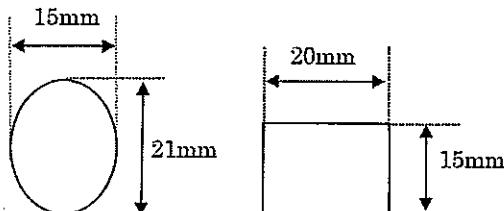
(1) 耐久性のある材料で造られ、首輪、胴輪等の犬が着用するものに付着できること。

(2) 次に掲げる事項を記載すること。

「犬鑑札」の文字、登録番号、都道府県名又は都道府県名が特定できる文字等(政令市又は特別区においては不要。以下2(2)について同じ。)、市町村名又は特別区名、若しくは市町村名又は特別区名が特定できる文字等

(3) 「犬鑑札」の表示は12ポイント以上の活字とすること。

(4) 形状は、次のいずれかとし、大きさは縦横の比率を維持した上でこれ以上のものとすること。

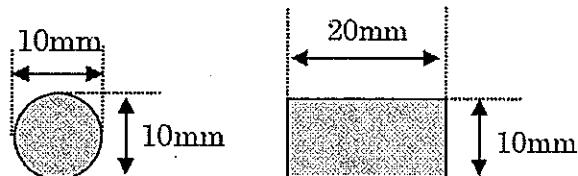


(5) (1)～(3)までの条件を満たす場合には、市町村長又は特別区長が独自にその形状を規定できること。

(6) 市町村長(政令市を除く。2(2)及び2(6)を除き以下同じ。)は、鑑札を定めた場合、当該市町村を所管する都道府県知事に通知しなければならないこと。

2 規則第1・2条第3項に定める注射済票の内容等について、次の条件を満たすものとすること。

- (1) 耐久性のある材料で造り、首輪、胴輪、鑑札等の犬が着用するものに付着できること。
- (2) 次に掲げる事項を記載していること。
  - 「注射済」の文字、注射実施年度、都道府県名又は都道府県名が特定できる文字等、市町村名又は特別区名、若しくは市町村名又は特別区名が特定できる文字等
- (3) 「注射済」の表示は8ポイント以上の活字とすること。
- (4) 色は、平成19年度は黄、平成20年度は赤、平成21年度は青とし、その後はこれを順次繰り返すものとすること。
- (5) 形状は、次のいずれかとし、大きさは縦横の比率を維持した上でこれ以上のものとすること。



- (6) (1)～(4)までの条件を満たす場合には、市町村長又は特別区長が独自にその形状を規定することができること。
- (7) 市町村長は、注射済票を定めた場合、当該市町村を所管する都道府県知事に通知しなければならないこと。

### 第3 施行期日等

平成19年4月1日。ただし、平成22年3月31日まで経過措置として既存の様式を使用できること。

### 第4 留意事項

#### 1 法令の遵守

今般の鑑札及び注射済票の様式の変更については、狂犬病予防法（平成25年法律第247号。以下「法」という。）第4条に基づく鑑札の装着義務及び法第5条に基づく注射済票の装着義務の遵守により、結果として都道府県等が実施する法第6条に基づく抑留業務の全てが円滑に実施されることを目的としていることから、関係自治体間並びに獣医師会とも緊密に

連携をとり、適正に法令が遵守されるため必要な対策を講じること。

## 2 鑑札及び注射済票の形状等について

鑑札及び注射済票の形状等については、以下の点に留意すること。

- (1) 鑑札についてはその交付が一頭につき一度であることに鑑み、犬の寿命を考慮した耐久性を持たせること。
- (2) 装着している犬や触れる人を傷つけないための措置がなされること。
- (3) 注射済票については鑑札の裏面等に貼付することができる形状も含まれるものであること。
- (4) 記載事項が確認されやすいよう、字体、字の大きさ及びその色について工夫すること。なお、鑑札については「犬鑑札」の文字を他の文字より大きく表示すること。
- (5) 犬の大きさ等に応じ適正な大きさとなるよう、複数の大きさの鑑札及び注射済票を用意することが望ましいこと。
- (6) 鑑札及び注射済票申請に当たっては、全ての所有者に申請義務があることから、手数料が過度に高額なものとならないようにすること。

## 3 鑑札等を定めたときの通知等について

都道府県における抑留業務が円滑に運用されるため、規則に基づき市町村長は鑑札及び注射済票を定めた場合、遅滞なく当該市町村が所在する都道府県に通知するものであること。政令市長及び特別区長が鑑札及び注射済票を定めた場合にも、当該市長及び区長はその所在する都道府県にその情報を提供することが望ましいこと。

また、当該内容については、住民に広く周知を図ること。

都道府県及び政令市等においては、鑑札又は注射済票が定められた旨の通知等を受けた場合には、狂犬病予防員の当該鑑札及び注射済票の早期把握に努めるとともに、犬の行動範囲も考慮し、必要な都道府県等に対し当該内容について周知を図ること。

なお、各自治体における鑑札等の決定の状況等を把握するため、当職あて情報を提供されたい。

## 第5 犬の登録及び予防注射等の推進について

### 1 都道府県と市町村の連携について

都道府県と市町村の役割分担及び連携については、「狂犬病予防法に基づく犬の登録等の徹底について」(平成14年6月11日付け本職通知)により要請しているところであるが、先般の都道府県担当課へのアンケート調査の結果から、通知を踏まえた対応が不十分と思われる都道府県も散見されたことから、通知の趣旨も踏まえ、管内の市町村と連絡会議を行うなど、十分な連携を図られたい。

### 2 登録事務について

国内の飼い犬の登録率の向上のためには、犬の所有者の登録行為が円滑かつ効果的に行われることが重要である。このため、従来の政令市、市町村及び特別区の窓口における登録、及び集合注射会場における登録の他、動物病院における事務の代行等の方法も考えられることから、これら種々の登録推進のための方法について検討されたい。なお、法第4条は、90日齢以下の犬の登録を否定するものではないので、適切に対応されたい。

### 3 抑留犬の返還について

抑留犬については、法第6条第8項に基づく市町村における公示のみならず、都道府県や市町村のホームページ等を積極的に活用し、抑留犬の特徴などの周知に努めること。また、管内の市町村における犬の登録状況等の情報や隣接する都道府県等における抑留犬の情報については、円滑な抑留及び返還業務に有用であることから、個人情報保護条例との整合性に十分配慮した上で、都道府県においても把握することが望ましいこと。

また、抑留犬によってはマイクロチップ等の個体識別措置が講じられている場合にも留意し、個体識別番号等が確認できる場合には、動物愛護部局等と連携し所有者への当該犬の返還に努めること。

#### 4 獣医師会との連携について

都道府県等においては、飼い犬の登録率及び予防注射の接種率の向上のため、法第4条に基づく登録業務及び第5条に基づく予防注射業務に当たり、都道府県等と管下の市町村並びに獣医師会が綿密な連携をとり、その円滑な実施及び推進に努められたい。また、鑑札及び注射済票の装着がなされていない犬の所有者への装着義務遵守の働きかけ等について、獣医師に対し、協力を依頼するなどにより、狂犬病対策の推進に努められたいこと。

#### 5 普及・啓発について

厚生労働科学研究班の実施した狂犬病に関する意識調査の結果では、犬の所有者においても狂犬病予防法に基づく所有者の義務等に関する正しい知識が普及されているとは言い難い状況があることから、ホームページやパンフレットを活用し、住民への周知を図るとともに、都道府県においては登録及び予防注射の事務を行う市町村担当者に対しても、研修等により必要な知識の普及に努められたいこと。

なお、普及・啓発に当たっては、獣医師会や動物関係の団体など関係機関の幅広い協力も必要であるため、積極的に働きかけることが重要であること。

参考：厚生労働省健康局結核感染症課ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/index.html>

動物由来感染症を知っていますかホームページ

<http://www.forth.go.jp/mhlw/animal/>

国立感染症研究所ホームページ

<http://www.nih.go.jp/niid/index.html>

#### 6 訓練等の実施について

狂犬病の発生時に適切な対応をとるため、都道府県等での対応マニ

ュアル等の策定の他、これに基づく机上訓練又は実地訓練を行うことにより、関係者間の連絡・情報共有体制及び意思決定過程の確認、関係部局及び管轄市町村の担当者の対応能力の向上、対応手順や施策内容の確認及び関係者への周知を行うことが望ましいこと。

## 7 その他

登録及び予防注射は所有者の義務として規定されており、第一義的には法遵守を強く指導することが重要であるが、改善が見られない場合には、当該義務違反には罰則の適用もあることから、告発をするのが適当な場合も考えられること。なお、必要に応じて、当職にも適宜相談されたい。

[参考3]

## 独占禁止法の事業者団体関係規定（抜粋）

### 1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和二十二年四月十四日法律第五十四号)

#### 第3章 事業者団体

[事業者団体の禁止行為：届出義務]

第八条 事業者団体は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
- 四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。
- 五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

### 2 不公正な取引方法（一般指定）

(昭和五十七年六月十八日公正取引委員会告示第十五号)

[その他の取引拒絶]

- 2 不當に、ある事業者に対し取引を拒絶し若しくは取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限し、又は他の事業者にこれらに該当する行為をさせること。

### 3 事業者団体の活動に関する独占禁止法の指針（平成七年十月三十日）

#### 第一 事業者団体の活動に関する独占禁止法の規定の概要

##### 4 禁止されている行為

- (1) 「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」（同項第1号）

事業者団体が、構成事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務に関し価格の決定、維持若しくは引上げ又は数量の制限を行い、また、構成事業者に係る顧客・販路、供給のための設備等について制限し、あるいは新規事業者の参入制限等を行い、これにより一定の取引分野（市場）に制限することが、本号に該当する。

- (3) 「一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること」(同項第3号)

事業者団体が、一定の事業分野に新たに事業者が参入することを阻止し、又既存の事業者を排除することによって当該事業分野における事業者の数を制限することが、本号に該当する。

- (4) 「構成事業者の機能又は活動を不当に制限すること」(同項第4号)

事業者団体が、構成事業者の事業活動に関して制限を加え、公正かつ自由な競争を阻害することが、一般的に本号に該当する。

- (5) 「事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること」(同項第5号)

事業者団体が、事業者(構成事業者以外の事業者も含まれる。)に、取引拒絶、差別取扱い、排他条件付取引、拘束条件付取引、競争者に対する取引妨害等の不公正な取引方法に該当する行為をさせるように強制し、又は働きかけることが、本号に該当する。

具体的には、非構成事業者と取引しないようにその取引先に圧力を加える行為や安売業者に対し出荷停止等の不利益措置を講じるようその取引先に圧力を加える行為などが挙げられる。

(注)「不公正な取引方法」とは、法第2条第9項第1号から第6号までの各号の一に該当する行為であって、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものである。

これに基づき指定された不公正な取引方法には、すべての業種に適用されるものと特定業種にのみ適用されるものとがある。前者は、「不公正な取引方法」(昭和57年公正取引委員会告示第15号。以下「一般指定」という。なお、現行の一般指定は、昭和28年公正取引委員会告示第11号(以下「旧一般指定」という。)を全部改正したものである。)で指定されている。後者は、特殊指定と呼ばれ、現在、百貨店業等5業種及び広告におけるくじの方法等による経済上の利益の提供を対象にして指定されている。